



町民の皆さんへ

物価高騰対策支援給付金を支給します

町では、コロナ禍における原油価格・物価高騰による家計への影響緩和を目的に、生活支援として町民の皆さんに1人あたり1万円の給付金を支給します。

- ▶ 給付金の支給額／町民の皆さん1人あたり1万円
- ▶ 対象となる方／令和4年8月1日時点で弟子屈町に住居登録がある方
※既に転出した方、死亡した方を除きます。
- ▶ 受給方法／①9月上旬に住居基本台帳上の世帯主宛に「確認書」を送付しますので、内容を確認の上、役場へ返送してください。
②返送された確認書を受領した日から約3週間後に世帯ごとに代表者（原則、世帯主）の金融機関口座へ振り込まれます。
- ▶ 「確認書」返送期間／9月1日(木)～令和5年1月6日(金)

弟子屈町物価高騰対策支援事業給付金などの「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに町や北海道・国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場や警察署、警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

問い合わせ先／役場臨時交付金対策グループ(福祉課内) ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1

子育て世帯に「令和4年度子育て世帯への物価高騰対策支援金」を支給します

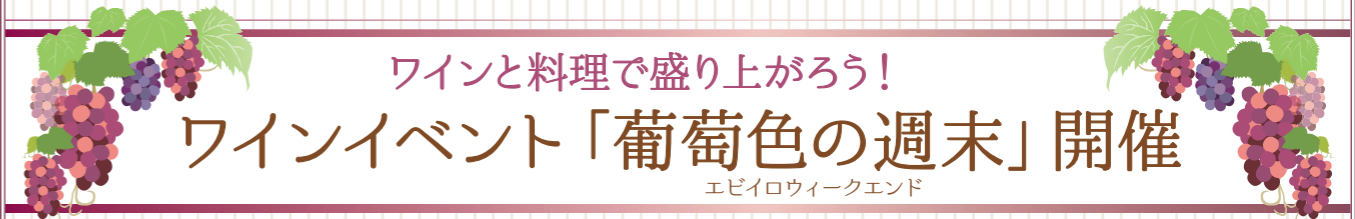


- ▶ 対象者／令和4年4月1日現在(基準日)、町に住居登録のある方に養育されている以下のいずれかの者
 1. 18歳未満の児童
 2. 大学や専門学校に通学している学生
 3. 令和5年3月31日までに出生した乳児
 ※国の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分・ひとり親世帯以外分)」の給付金を受給した方は対象外です。
※基準日以前に世帯全員が転出し、その後扶養者のみが再転入している場合は支給対象外です。
- ▶ 支給額／児童1人あたり1万円
- ▶ 申請方法／申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上役場健康こども課まで提出
- ▶ 添付書類／
 - ・申請者の銀行など口座が記載された通帳の写し
 - ・申請者の本人確認書類の写し(免許証や保険証など)
 - ・子の学生証、生徒手帳の写し(高校生以上のお子さんのみ)
 - ・扶養が確認できる子の保険証などの写し
- ▶ 申請書／ア 役場健康こども課窓口と川湯支所に設置
イ 9月1日以降に新聞折り込みチラシで配布 ※各学校や保育施設からも配布します。
ウ 町公式ホームページからPDF形式によりダウンロード

町公式
ホームページ



問い合わせ先／役場健康こども課こども支援係 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 5 (課直通)



ワインと料理で盛り上がりよう！

ワインイベント「葡萄色の週末」開催

エビロウィークエンド

町産ブドウ「山幸」100%の赤ワイン「葡萄色の旦」と地元食材の料理を味わえるイベント「葡萄色の週末」を今年も開催します。

今年は15の参加店で、町のシェフたちが考えた料理とワインが楽しめます。

ぜひこの機会に町のワインと料理による「弟子屈マリアージュ」をお楽しみください。

今回も新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用や消毒などを徹底し、少人数での会食として実施します。今後の状況によって中止する場合は、町公式ホームページなどでご連絡しますのでご確認ください。

イベント開催期間／9月23日(金)～10月2日(日)

イベント参加店舗／café & bal COVO、food & bar DOMANI、食堂と喫茶 poppotei、縄のれん、炭家 石花木金、旬の肴とうまい酒 もっきり家、Livingbar221、いなか家源平、すずめ食堂&バル、屈斜路湖畔の宿ワッカヌブリ、WAKKA BBB、きらの宿すばる、屈斜路プリンスホテル、川湯観光ホテル、お宿欣喜湯 (順不同)

葡萄色の旦提供店舗／鳥焼き 翻車魚(まんぼう)、スナック松、ざっく安堵ばらん、スナック COCO、Darts Bar TANTO、味楽寿司、Caféノープル、炉ばた まるはち、居酒屋 祭蔵 (順不同)

イベント終了後から、一般販売を開始します

一般販売期間／10月3日(月)～

一般販売店舗／A コープてしかが、角藤商店、西沢商店、ビックリッキー、右近商店、ライフショップ万代、フレンドリーショップきたさん、砂湯レストハウス、屈斜路プリンスホテル売店イコロ、摩周湖レストハウス、硫黄山レストハウス、道の駅「摩周温泉」(順不同)

問い合わせ先／弟子屈町ブドウ・ブドウ酒研究会事務局(役場農林課農政係) ☎ 4 8 2 - 2 9 3 6 (課直通)

道内事業者等事業継続緊急支援金のご案内

北海道では、新型コロナウイルス感染症の影響による売り上げ減少に加え、原料価格の高騰によって影響を受けた中小事業者などに対し、支援金を給付します。

- ▶ 支給要件／以下の2つの要件を全て満たしている中小・小規模事業者および個人事業者
 - (1)令和3年11月～令和4年10月の間に、平成30年11月～令和2年3月の同じ月に比べて売り上げが20%以上減少した月がある
 - (2)令和3年11月～令和4年10月の間に購入した原材料などの単価が、令和2年11月～令和3年10月のいずれかの月に比べて増加している。
- ▶ 給付額／中小・小規模事業者 10万円
個人事業者 5万円
- ▶ 受付期限／10月31日(月)まで
- ▶ 問い合わせ／北海道事業継続緊急支援金コールセンター
☎ 0 1 1 - 3 5 0 - 6 7 1 1 (平日 8:45～17:30)

この記事に関する問い合わせ先／役場観光商工課商工振興係 ☎ 4 8 2 - 2 9 4 0 (課直通)